

広島高速情報板中央装置調達（更新） 特記仕様書

**令和 2 年 2 月
広島高速道路公社**

目 次

1. 調達内容	- 1 -
1.1 件名	- 1 -
1.2 調達方法	- 1 -
1.3 本件の範囲	- 1 -
1.4 納入場所	- 1 -
1.5 納入期限	- 1 -
2. 本件で調達する装置の概要	- 1 -
2.1 調達する装置の名称及び数量	- 1 -
2.2 調達する予備部品の納期及び管理について	- 1 -
3. 納入要件	- 2 -
3.1 納入物	- 2 -
3.2 納入条件	- 2 -
4. 保証要件	- 3 -
4.1 瑕疵担保責任	- 3 -
5. その他要件	- 3 -
5.1 監督及び調査	- 3 -
5.2 その他	- 3 -

1. 調達内容

1.1 件名

広島高速情報板中央装置調達（更新）

1.2 調達方法

広島高速情報板中央装置調達（更新）（以下、「本件」という。）の調達方法は、一般競争入札方式とする。

1.3 本件の範囲

広島高速道路公社（以下、「公社」という。）の可変式道路情報板の表示・制御等を行う装置（「2. 本件で調達する装置の概要」で示す。）の調達・納入・調整までを本件の範囲とする。

1.4 納入場所

広島市東区温品一丁目（広島高速道路公社 本社）

1.5 納入期限

令和3年3月31日

2. 本件で調達する装置の概要

2.1 調達する装置の名称及び数量

本件で調達する装置の名称及び数量を以下に示す。

(1) 情報板中央処理装置	1 架
(2) 情報板 I P 伝送装置	1 式
(3) 情報板操作端末	2 台

なお、調達する装置の機能・仕様等は「機能要件書」「機器仕様書」「設計図」に記載する。

2.2 調達する予備部品の納期及び管理について

受注者は、契約締結後、速やかに調達する装置の納期を確認し、納入仕様書及び納入計画書、納入責任者の名簿を作成し提出すること。また、調達する装置の納入までの間、善良なる管理者として注意を払うこと。

3. 納入要件

3.1 納入物

以下の納入物を納入すること。

- | | |
|------------------------------------------------------------------|-----|
| (1) 本装置を構成するハードウェア | 一式 |
| (2) 本装置を構成するソフトウェア | 一式 |
| ① 業務アプリケーション（パッケージ、個別開発プログラム） | |
| ② ミドルウェア | |
| ③ OS | |
| ④ その他のソフトウェア | |
| ※ 本契約で開発したコードについては、ソースコードを含む | |
| (3) ソフトウェアライセンス | |
| (4) 設計ドキュメント | |
| ① 基本・詳細検討書 | 1 部 |
| ② 試験調整結果報告書（工場・現地） | 1 部 |
| （※②は「業務打合せ簿」を添付し、2部提出する。…1部は受注者控え） | |
| (5) その他のドキュメント | |
| ① 納入計画書、納入仕様書 | 1 部 |
| ② 写真 | 1 部 |
| （※電気通信設備工事施工管理基準の写真管理基準に準拠） | |
| ④ 議事録、打合せ資料 | 1 式 |
| ⑤ 操作説明書（研修用テキスト） | 1 部 |
| (6) 電子媒体（DVD-ROM） | |
| 上記（1）～（5）で示すドキュメントを記録したもの。 1枚 | |
| ファイル形式は、「11.3 納入ドキュメントの作成ツール」に示す作成ツールのネイティブ形式及び PDF 形式の 2 種類とする。 | |

3.2 納入条件

- (1) 本件の実施にあたっては、公社担当職員と十分に協議・調整を行うとともに公社担当職員が必要と認め、指示した事項については、その指示に従うこと。
- (2) 本件の実施中に行った公社担当職員との協議・調整の内容及び公社担当職員の指示については、打ち合わせ簿に記録し、相互に確認すること。
- (3) 本件の遂行中に既存の建物、施設、設備等に損傷を与えた場合は直ちに公社担当職員に報告するとともに、受注者の責任において速やかに修復すること。
- (4) 本件の実施に伴い発生する廃棄物等の処分については、受注者の責任において行うこと。
- (5) 納入物は、運搬時の衝撃及び長期保存に耐えうるように梱包し、検査時の開梱が簡易にできるようにすること。
- (6) 受注者は、装置の納入時には「納入物リスト」及び「納入物の写真」を準備し、納入先で公社担当職員の立会検査を受けること。また、試験調整時も同様に公社職員の立会検査を受けること。
- (7) 本仕様書に明記していない事項で本件の実施に必要と認められる事項については、公社担当職員に協議の上、受注者の責任において実施すること。

4. 保証要件

4.1 瑕疵担保責任

納品された予備部品に係る瑕疵担保責任期間は検収後1年間とし、その間に発見された瑕疵については速やかに修復すること。

5. その他要件

5.1 監督及び調査

(1) 監督

本契約の適正な履行を確保するため必要と認められる場合は、公社担当職員を本件で調達する装置の製造場所、その他必要な場所に派遣し監督を行うことができるものとする。なお、受注者は、正当な理由がなくこれを拒否できないものとする。

(2) 調査

受注者は、公社担当職員の質問、調査及び資料の提出等の指示に応じ、かつ修正又は再納入の要求があった時は、これに応じなければならない。

5.2 その他

この仕様書に定めのない事項が生じた場合は、別途協議して決定するものとする。